

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間再延長
に伴う県立学校の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和3年1月7日に国から発出された緊急事態宣言については、昨今特に本県を含む一都三県で感染者の減少が鈍化していることや医療体制のひっ迫を招きかねない状況が続いていることから、令和3年3月5日に国において同宣言の期間再延長が決定されました。

これに基づき、本県では、同日、新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、「緊急事態宣言の期間延長に伴う教育関係の対応」（別添資料1）が決定されたところです。

つきましては、このことを踏まえ、下記のとおり対応願います。

また、令和3年3月5日付け文部科学省初等中等教育局教育課程課等より事務連絡「学校における卒業式の実施並びに修学旅行及び部活動への最大限の配慮について」（別添資料2）が通知されましたので、併せて送付いたします。

記

1 学校運営の基本方針について

感染防止対策を徹底しながら、引き続き教育活動を継続する。

なお、変更点は3のとおりである。

2 期間について

緊急事態宣言が解除されるまで

3 変更点について

(1) 感染予防の徹底について

「新型コロナウイルス感染症防止対策チェックシート」（別添資料3）や集団感染事例集を活用し、感染防止対策を徹底すること。

(2) 部活動について

条件を付して試行的に活動する。

活動する日数や時間、条件等については、令和3年3月5日付け教保体第1321号「緊急事態宣言延長に伴う県立学校の部活動の取扱いについて」を参照すること。

(3) 修学旅行等学校行事について

修学旅行等は、目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を判断すること。

(4) 卒業式・入学式等について

入学式は、別添資料4の「3 令和2年度卒業式について」と同様に対応すること。

また、卒業旅行等は、卒業予定者に対し、リーフレット「卒業予定の生徒・保護者の皆様へ」（別添資料5）を活用するなどして、自粛を働きかけること。

4 その他

(1) 終業式、修了式及び始業式等について

緊急事態宣言期間中は、児童生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事等を避けるため、校内放送（音声や映像など）を活用することなどを検討すること。

なお、緊急事態宣言解除後については、ガイドライン5を参照すること。

(2) 入学許可候補者説明会及び教科書販売について

3密を回避し、感染防止対策を徹底するよう、時間短縮や運営方法を工夫すること。

また、3月25日（木）以前に実施する場合は、一部の中学校において授業や卒業式を行っていることを考慮し、保護者のみの参加を可とすることや、参加できなかった入学許可候補者に対して個別に説明をするなど、柔軟に対応すること。

なお、教科書販売については、新年度当初には確実に生徒の手に渡っているよう、教科書取扱書店と販売の日程や方法について確認及び調整すること。

(3) 令和3年度年間行事予定について

各学校行事を計画する際は、実施する時期や開催方法等について、行事の目的や感染拡大防止の観点を踏まえた上で計画すること。その際、今後の感染状況等により急な変更や中止をせざるを得ない場合があることを想定し、柔軟な対応がとれるよう共通理解を図っておくこと。

なお、現時点でキャンセル料の予算措置の見込みはないので留意すること。

5 別添資料

(1) 令和3年3月5日開催 新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料（抜粋）

「緊急事態宣言の期間延長に伴う教育関係の対応」

(2) 令和3年3月5日付け 文部科学省初等中等教育局教育課程課等 事務連絡

「学校における卒業式の実施並びに修学旅行及び部活動への最大限の配慮について」（写し）

(3) 「新型コロナウイルス感染症防止対策チェックシート」

令和3年2月12日付け 保健体育課 事務連絡にて送付済

(4) 令和3年2月4日付け 教高指第1992号

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間延長に伴う
県立学校の対応について（通知）」（写し）

(5) リーフレット「卒業予定の生徒・保護者の皆様へ」

令和3年2月8日付け 教高指第2011号にて送付済

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

【体育の授業・運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

【学習指導・文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886